

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社宮西土建
香川県高松市香川町大野798-4

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和6年5月20日～令和6年8月19日（3ヵ月）
四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由

株式会社宮西土建の代表取締役は、高松市の舟岡池土地改良区が発注した水路や農道の改修工事にかかる指名競争入札において、同土地改良区の理事長に対し、自社が受注できるよう便宜を図ってもらう見返りに現金53万円を渡したとして、令和6年4月3日、土地改良法違反（贈賄）の疑いで逮捕された。

このことが、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第3号イ（贈賄）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

「工事請負契約指名停止等措置要領」
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第2号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は控訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内